

令和7年度補正 家庭系食品ロス発生量等調査支援事業 公募要領

1. はじめに

食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)では、食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって真摯に取り組むべき課題であり、国民各層がそれぞれの立場において主体的に取り組むことが重要とされている。

令和7年3月に見直された食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「食品ロス削減推進法基本方針」という。)においては、家庭系食品ロスについては2000年度比で2030年度までに半減(2030年を待たずに早期達成)、事業系食品ロスについては2000年度比で2030年度までに60%削減することの目標がそれぞれ掲げられており、家庭系食品ロスは削減目標まであと約17万トンとなっている。

食品ロス削減推進法においては、「区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(以下「食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない」とされ、また、食品ロス削減推進法基本方針においては、「地域の特性等の把握のため食品ロス削減推進計画は一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる」とされていることから、まずは家庭系食品廃棄物及び食品ロスの排出状況の実態把握を含む発生量調査を実施する自治体の支援を行うことで、食品ロス削減推進計画を策定する自治体を増加させ、家庭系食品ロス削減等の更なる推進を目指す必要がある。

本業務は、自治体における家庭系食品ロス削減等の推進に資するために、自治体に対し、家庭系食品ロス発生量等調査に関する技術的な支援をすることを目的とする。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

家庭からの廃棄物及び食品ロス(食べ残し、直接廃棄、過剰除去等)の排出状況の実態把握を含む発生量調査を実施する自治体は事業計画を立案の上、環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者(以下「事務局請負事業者」という。)と連携し、事業計画に基づき調査を実施する。

具体的には、家庭から排出された廃棄物のうち厨芥類を分類し、当該厨芥類の中に含まれる食品ロス(食べ残し、直接廃棄等)の組成調査を実施する。調査にあたっては、環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書(令和6年10月版)」を参照して実施すること。<https://www.env.go.jp/recycle/tejyunsho.pdf>

なお、下記事項については必ず調査するものとし、本調査に併せて予算の範囲内で家庭から排出される厨芥類以外の廃棄物、家庭外から排出される廃棄物について調査を行うことを妨げない。

【調査事項】

- ・ 調査試料の総重量
- ・ 調査試料の袋数
- ・ 1袋の平均重量
- ・ 厨芥類の総重量
- ・ 厨芥類の分類（食べ残し、直接廃棄等）ごとの重量

（2）事業実施者

申請者は自治体とする。ただし、自治体が共同で申請することを妨げない。なお、過去に家庭から排出される食品ロスの発生量の調査を実施したことがない自治体を優先し支援対象とする。

（3）事業の採択件数・支援額

本事業では、7程度の自治体を採択し、1自治体あたり支援額80万円（税込み）を上限として支援を予定している。複数自治体が共同で申請する場合は、1自治体あたりの支援額に共同申請自治体数を乗じた額を総支援額とする。

（4）支援対象経費

地域内における家庭からの廃棄物及び食品ロスの排出状況の実態把握を含む発生量調査を実施可能な事業者（再委託先）を選定し、その委託費用を支援額の範囲内で直接事業者（事務局請負事業者）から支払うものとする。支払いに当たっては、見積書、請求書等の書類等を保管・整理し、事務局請負事業者に提出すること。

なお、事業の進捗状況、報告内容等から事業計画に基づく事業実施が困難と認められる事業については、採択が取消しとなり、支援対象経費が支払われない場合や、支援対象経費の返還が求められる場合がある。

（5）事業の実施期間

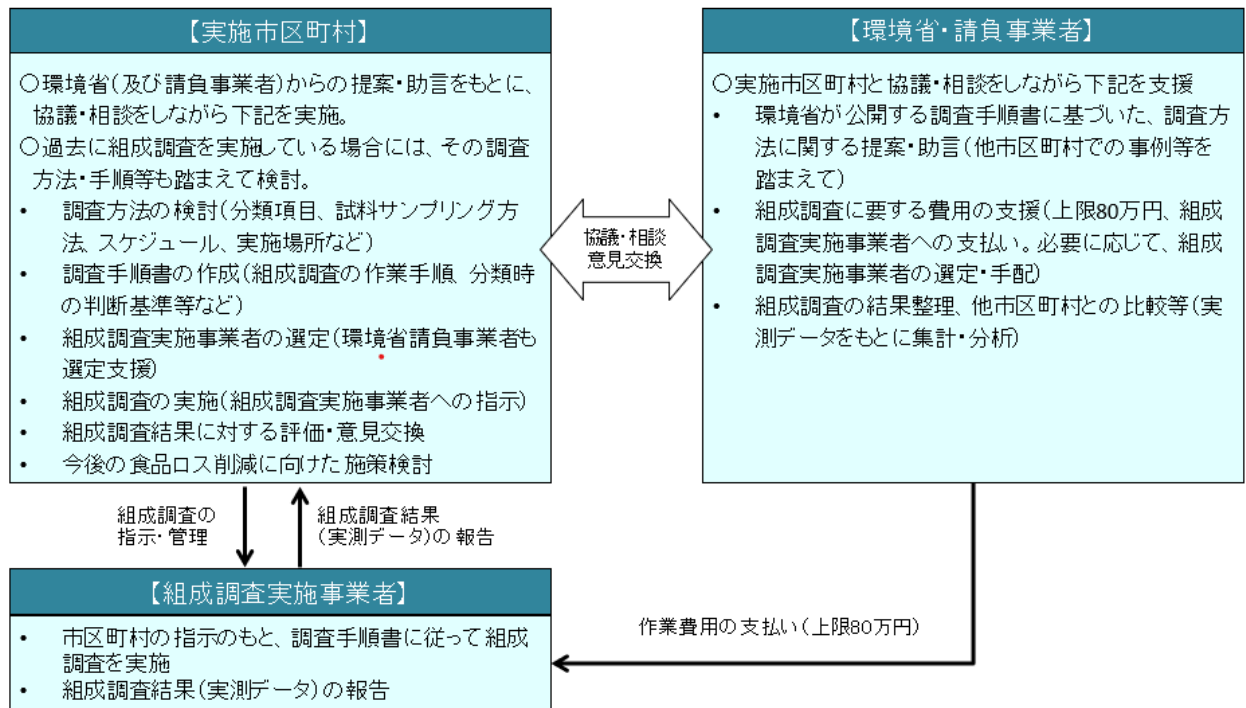
選定結果の通知後から令和9年1月29日（金）まで

（6）事業の成果報告

再委託先へ指定の集計表を送付し、それに基づき事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。なお、集計表、報告書の様式については事務局請負事業者から送付する。

報告書に記載する事項は、実施概要、調査実施計画、結果の概要等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者と協議の上決定するものとする。

(7) 実施体制のイメージ



※実施体制のポイント・補足

- 実施市区町村と環境省(請負事業者)とで協議・相談、意見交換しながら、調査方法を検討。
- 調査方法については、過去の事例等をもとに環境省・請負事業者からも提案。
- 実施市区町村における既往の組成調査の内容も踏まえ、地域特性に応じた調査方法を検討。
- 組成調査実施事業者への費用(上限80万円)は環境省(請負事業者)が支援、直接支払う予定であり、実施市区町村にて予算化は不要。
- 組成調査の結果は、組成調査実施事業者の実測データをもとに、環境省(請負事業者)にて整理。整理した結果をもとに意見交換。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の応募先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和8年5月11日(月)16:00から同年6月30日(火)18:00まで(必着)

なお、採択に係る審査は申請書を受理したものから順次行い、一次・二次公募分も含め採択団体数が20程度の自治体に達した時点で公募を終了する。

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

食品ロス・食品リサイクル担当

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email : shokuhin-recycle@env. go. jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

食品ロス・食品リサイクル担当 岩上 (いわかみ)

所在地 : 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email : shokuhin-recycle@env. go. jp

※可能な限り Email で問い合わせること。

TEL : 03-6205-4947

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象自治体は、環境省において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリング等を求める場合がある。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

- ・食品ロス削減に関する明確な理解と取組内容に期待できるか
- ・本調査を今年度実施すべき理由が明確か
- ・過去に家庭から排出される食品ロスの発生量を調査していないか（調査していない自治体を優先的に採択）
- ・人口や地域・都市の特徴などを地域の実情に応じた調査が可能か
- ・次年度以降も継続的に食品ロス量を把握でき、食品ロス量の削減に期待できるか
- ・本調査の結果を今後の施策へ活用できそうか

(3) 選定結果

選定結果は、令和8年7月上旬頃を目処に申請自治体へ文書等により通知する。（なお、状況に応じて通知時期は前後する場合がある。）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(以上)